

旧制の学校の学生々徒の新制大学への切替之要領

一 旧制の大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校(本科)及び教員養成諸学校(本科)が新制大学に切替える場合旧制の学校に在学する学生々徒の措置は次の如きとする。

(一) 押出しによる方法

新制大学に切替える際は現に旧制の学校に在学している学生々徒は新制大学に入学する者以外は旧制のままに在学せよ。

(二) 橋すべりによる方法

新制大学に切替える際現に旧制の学校に在学している学生々徒を新制大学の各学年に置きうる限り一時に編入又は入学せよ。

(三) 押出しと橋すべりとの折衷する方法

(一)と(二)の方法を取合めて措置する。

二 前項による切替への具体的措置は次の方式による。

(一) 旧制の大学の場合

旧制の大学が新制大学となる場合は大学予科、高等学校高等科等と切り合せるものとして医学及び歯学以外の大学については第一表乃至第三表により、医学及び歯学の大学については第四表及び第五表による。

(二) 旧制の専門学校、教員養成諸学校及び高等学校の場合

専門学校本科、教員養成諸学校又は高等学校高等科が単独又は他の学

校と統合して新制大学となる場合は第六表乃至第八表による。

三 旧制の学校に現に在学している生徒はその学校における切替への方式に従ひ次のように新制大学に編入し又は入学せよ。

大学学部各学科、予科、高等学校高等科、専門学校本科、教員養成諸学校本科の在学する者の課程を修了した者	学校教育法による大学へ編入し又は入学した場合の在学年数等
大学学部第一学年を修了した者	大学に二年以上在学する
大学学部以外の学校に第一学年を修了した者	大学の一年に入学する
第二学年を修了した者	大学に三年以上在学する
第三学年を修了した者	大学に二年以上在学する
第四学年を修了した者	大学に一年以上在学する

四 前項による新制大学に編入し又は入学した者が新制大学に在学する場合は編入後又は入学後次

の如き、但し単位の種類は新制大学に各学年について定めらる。

(一) 大学に一年以上在学する者 三〇単位以上

(二) 大学に二年以上在学する者 六〇単位以上

(三) 大学に三年以上在学する者 九〇単位以上

五 旧制の大学、大学予科、高等学校、専門学校、教員養成諸学校の別科、専科、専修科等、本科以外の課程上では現在在学する者か卒業する者は従前の課程の単位を認められる。

春山 183

(表3) 大学と大学予科高等学校関係 (横排法)

22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2	3								
1	2	3	4						
3	1	4							
2	3	3	4						
1	2	2	3	4					
	1								
	3								
		1	2	3	4				
		3	1	2	3	4			

(表4) 大学と大学予科高等学校関係 (医学部系統)

22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2	3	4							
1	2	3	4						
3	1	2	3	4					
2	3	1	2	3	4				
1	2	3	1	2	3	4			
	3	1	2	3	4				
	1	2	3	1	2	3	4		
		2	3	1	2	3	4		
		1	2	3	1	2	3	4	

(表1) 大学と大学予科高等学校関係 (押出し法)

22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2	3								
1	2	3							
3	1	2	3						
2	3	1	2	3					
1	2	3	1	2	3				
	1	3	1	2	3	4			
	3	2	1	2	3	4			

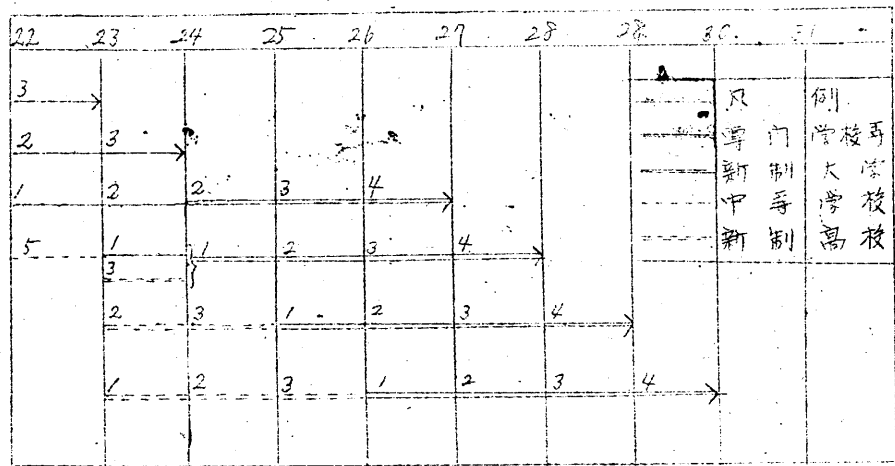
(表2) 大学と大学予科高等学校関係 (押し横排法)

22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2	3								
1	2	3							
3	1	2	3						
2	3	1	2	3					
1	2	2	3	4					
	1	1	2	3	4				
	3	2	1	2	3	4			
		1	2	3	1	2	3	4	

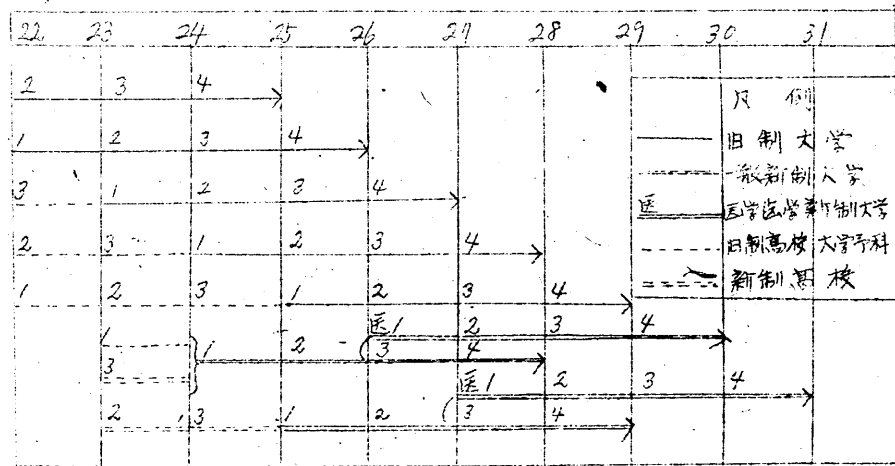
新制大学の切替方式



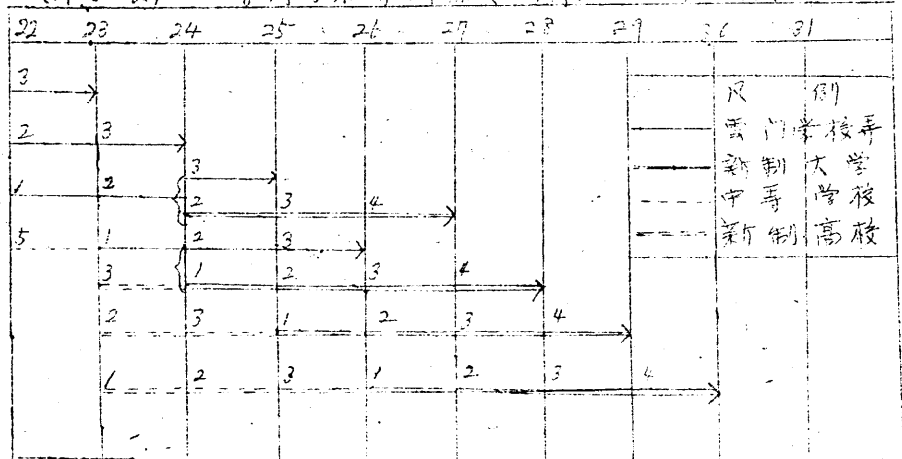
(表7) 專門學校等關係 (四年制橫行法)



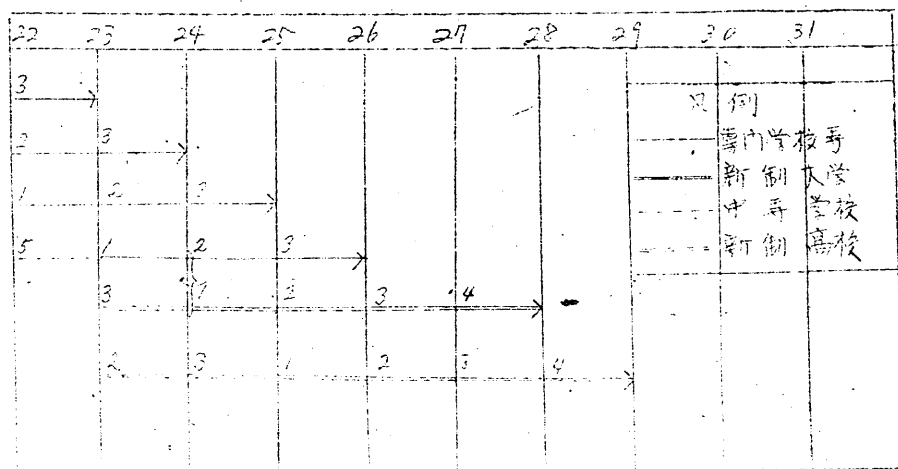
(表5) 大學と大學予科高等学校關係 (醫學醫學關係)



(表8) 專門學校等關係 (四年制押出法)



(表6) 專門學校等關係 (四年制押出法)



備考 高等專門學校と大學となる場合を含む